



「1979年に来日した鄧小平は「尖閣諸島の問題は次の世代、また次の世代に持ち越して解決すればよい」と言って日本は安心したが、92年に尖閣を中国の領土とする領海法を決めてしまった。日本政府はその重要性を見逃した」と語る中嶋教授。9月27日、毎日新聞会議室で開いたアジア研究委員会にて

## 報 告

### 日中国交正常化時には問題にならず

中嶋嶺雄氏（国際教養大学理事長・学長） 9月7

日に尖閣諸島近海で起きた中国漁船と海上保安庁の巡視船の衝突事件について、私自身、尖閣問題との付き合いがだいぶ長いものですから、その辺の経緯をちょっと説明させていただきます。

私は1969年から71年まで外務省の特別研究員として香港の総領事館におりました、その頃は文化大革命がようやく峠を越したあたりでした。香港には香港索償協会という、非常に職業的な反日グループが存在しているんです。

なぜ香港のことを申し上げるかという、この問題に最初に火をつけたのは香港だと私は見ているからです。あれほど親日的な台湾にも若干そういうグループがあるんですけど、香港索償協会が総領事館にデモをかけたのは、私の記憶では70年の終わりか71年だったと思います。それ以来、中国は尖閣のことを主張し始めたんです。

それはなぜかという、68年にエカフエ（アジア極東経済委）の海洋調査があつて、尖閣周辺に豊富な海底資源があるということ報告しているんです。それ以来なんです。

ですから、まさに中国の今日の主張そのものは、中国の国益を追求したものである。

ご案内のように、尖閣諸島は明治の廢藩置県以来、沖縄の領土になり、そして沖縄の返還とともに当然、日本の領土になっているわけですけれども、中国はその辺のことを勝手に解釈していると言わざるを得ないと思います。

そして、「中國・琉球・釣魚台」という本を、香港の友聯研究所が72年12月に出版しています。72年12月というと、日中国交正常化の直後です。友聯研究所は今はもうないんですけれども、私はよく行きましたし、頻繁にその資料も利用したりしたんですが、ここが中国（台湾）側を代弁するような形で資料を編集しているんです。ということは、それ以前はこういう主張も材料も中国側にはほとんどなかったということですよ。

ですから、72年の日中国交正常化の時は、尖閣問題は議論にもならなかったんです。その後、問題になった。

## 92年の領海法制定を見直した日本政府

次の大きな山場は92年です。日中国交正常化から92年に至る間に、79年に鄧小平副首相（当時）が来日して、そのときは「尖閣諸島の問題は次の世代、また次の世代に持ち越して解決すればよい」と言ったものだから、日本政府もメディアも非常に安心して、さすが鄧小平は大人だという

解釈が多かったと思います。その頃は華国鋒体制下でしたし、鄧小平はまだそんなに全権を握っていませんでした。

鄧小平は78年の第十一期三中全会で全権を握ったんですが、92年の2月に、全国人民代表大会の常務委員会（7期24回）という目立たない会議で、「中華人民共和国領海及び毗連（近接）区法」（領海法）を制定し、尖閣諸島（中国名・釣魚島）は中国の領土だ、と決定してしまっただんです。

この時に本当は日本も大きな声を上げるべきだったんだけれども、私の記憶では、政府・外務省も在中国大使館も全く何も言わなかった。少なくとも領海法の一方的な制定に対して声を大にして抗議したことはないんです。

その領海法の第2条に、「これは私自身が中国語の原文から訳したんですが、「中華人民共和国の領海は中華人民共和国の陸地領土と内海に隣接する一帯の海域とする。中華人民共和国の陸地領土は中華人民共和国の大陸とその沿海の島嶼、台湾及びそこに含まれる釣魚島とその付属の各島、澎湖列島、東沙群島、西沙群島、南沙群島及びその他一切の中華人民共和国に属する島嶼を包括する」とうたっています。「一帯」というのは、すべての海域という意味です。つまり陸地領土と内海に隣接するすべての区域が中華人民共和国の領海だというわけです。

台湾は今度、一部の漁船が抗議に来て、この点では中台は一致しているわけですね。中国からすると尖閣諸島は台

中华人民共和国领海及毗连区法

全国人民代表大会常务委员会

中华人民共和国主席令（七届第55号）

《中华人民共和国领海及毗连区法》已由中华人民共和国第七届全国人民代表大会常务委员会第二十四次会议于1992年2月26日通过，现予公布，自公布之日起施行。

中华人民共和国主席 杨尚昆  
1992年2月26日

中华人民共和国领海及毗连区法

（1992年2月26日第七届全国人民代表大会常务委员会第二十四次会议通过 1992年2月26日中华人民共和国主席令第五十五号公布 自公布之日起施行）

第一条 为行使中华人民共和国对领海的主权和对毗连区的管制权，维护国家安全和海洋权益，制定本法。

第二条 中华人民共和国领海为邻接中华人民共和国陆地领土和内水的一带海域。

中华人民共和国的陆地领土包括中华人民共和国大陆及其沿海岛屿、台湾及其包括钓鱼岛在内的附属各岛、澎湖列岛、东沙群岛、西沙群岛、中沙群岛、南沙群岛以及其他一切属于中华人民共和国的岛屿。

中华人民共和国领海基线向陆地一侧的水域为中华人民共和国的内水。

第三条 中华人民共和国领海的宽度从领海基线量起为十二海里。

中华人民共和国领海基线采用直线基线法划定，由各相邻基点之间的直线连线组成。

中华人民共和国领海的外部界限为一条其每一点与领海基线的最近点距离等于十二海里的线。

第四条 中华人民共和国毗连区为领海以外邻接领海的一带海域。毗连区的宽度为二十四海里。

中华人民共和国毗连区的外部界限为一条其每一点与领海基线的最近点距离等于二十四海里的线。

第五条 中华人民共和国对领海的主权及于领海上空、领海的海底及底土。

第六条 外国非军用船舶，享有依法无害通过中华人民共和国领海的权利。

外国军用船舶进入中华人民共和国领海，须经中华人民共和国政府批准。

第七条 外国潜水艇和其他潜水器通过中华人民共和国领海，必须在海面航行，并展示其旗帜。

第八条 外国船舶通过中华人民共和国领海，必须遵守中华人民共和国法律、法规，不得损害中华人民共和国的和平、安全和良好秩序。

外国核动力船舶和载运核物质、有毒物质或者其他危险物质的船舶通过中华人民共和国领海，必须持有有关证书，并采取特别预防措施。

中华人民共和国政府有权采取一切必要措施，以防止和制止对领海的非无害通过。

外国船舶违反中华人民共和国法律、法规的，由中华人民共和国有关机关依法处理。

第九条 为维护航行安全和其他特殊需要，中华人民共和国政府可以要求通过中华人民共和国领海的外国船舶使用指定的航道或者依照规定的分道通航制航行，具体办法由中华人民共和国政府或者其有关主管部门公布。

第十条 外国军用船舶或者用于非商业目的的外国政府船舶在通过中华人民共和国领海时，违反中华人民共和国法律、法规的，中华人民共和国有关主管机关有权令其立即离开领海，对所造成的损失或者损害，船旗国应当负国际责任。

第十一条 任何国际组织、外国的组织或者个人，在中华人民共和国领海内进行科学研究、海洋作业等活动，须经中华人民共和国政府或者其有关主管部门批准，遵守中华人民共和国法律、法规。

违反前款规定，非法进入中华人民共和国领海进行科学研究、海洋作业等活动的，由中华人民共和国有关机关依法处理。

第十二条 外国航空器只有根据该国政府与中华人民共和国政府签订的协定、协议，或者经中华人民共和国政府或者其授权的有关机关批准或者接受，方可进入中华人民共和国领海上空。

第十三条 中华人民共和国有权在毗连区内，为防止和惩处在其陆地领土、内水或者领海内违反有关安全、海关、财政、卫生或者入境出境管理的法律、法规的行为行使管制权。

第十四条 中华人民共和国有关主管机关有充分理由认为外国船舶违反中华人民共和国法律、法规时，可以对该外国船舶行使紧追权。

追须在外国船舶或者其小艇之一或者已被追逐的船舶为母船进行活动的其他船只在中华人民共和国的内水、领海或者毗连区内时开始。

如果外国船舶在中华人民共和国毗连区内，追逐只有在本法第十三条所列有关法律、法规规定的权利受到侵犯时方可进行。

追逐只要没有中断，可以在中华人民共和国领海或者毗连区外继续进行。在被追逐的船舶进入其本国领海或者第三国领海时，追逐终止。

本法规定的紧追权由中华人民共和国军用船舶、军用航空器或者中华人民共和国政府授权的执行政府公务的船舶、航空器行使。

第十五条 中华人民共和国领海基线由中华人民共和国政府公布。

第十六条 中华人民共和国政府依照本法制定有关法规。

第十七条 本法自公布之日起施行。

中嶋嶺雄（なかじま・みねお）氏 1936年長野県松本市生まれ。東京大学大学院社会学研究科修士。社会学博士。国際社会学者。国際教養大学理事長・学長。社団法人才能教育研究会会長。東京外国語大学学長。国立大学協会副会長。アジア太平洋大学交流機構（UMAP）初代国際事務総長。文部科学省中央教育審議会委員、内閣教育再生会議有識者委員、オーストラリア国立大学、バリ政治学院や、カリフォルニア大学サンディエゴ校大学院の客員教授などを歴任。「北京烈烈」（筑摩書房）でサントリー学芸賞受賞。04年の「正論大賞」受賞。「全球（グローバル）教育論」など著書多数。

湾に属すると言っているわけでは、パーセル（西沙）とかスプラトリー（南沙）だけじゃなくて、東沙とか中沙とか、南シナ海の係争中の島嶼は一切中国のものだという考え方です。中国側は一方的に国内法で、領海法で決めてしまった。ここに大きな問題があると私は思います。

92年2月という、鄧小平が「南巡講話」をやっている時期なんです。日本に来た時は非常に調子のいいことを言っておきながら、鄧小平の意識としては、この時期には尖閣諸島の問題なんか全くどこかへいってしまって、保守派の抵抗を抑えて「南巡講話」を深圳と珠海でやって、改革・開放に踏み切ったんです。

それだけでも大変したたかなんだけれども、その年（92年）の4月には、江沢民が天皇、皇后両陛下のご訪中の要請に日本

に来てはいるんです。その頃、日本の対中国外交は72年と同じで「日中友好」の一点張り、中国が尖閣諸島の問題にここまで踏み込んでいくという意識はほとんどなかったんです。そのときの政府は宮沢（喜一）内閣で、中国大使は橋本（恕）さんという親中政権です。こういう状況の中で日中友好が先立ったものだから、結果的に日本の国益を損なうような状況になってしまった。そこに大きな問題があったんじゃないかというのが私の見方です。

尖閣諸島の問題については今の状況はご案内のとおりですけれども、考えてみると、「日中友好外交」というものが持つある種の問題点があからさまに出てしまった。そして、尖閣諸島は日本の領土だと堂々と主張しにくいような雰囲気になってきた。これは外交問題だとか、日本が少し穏やかに出れば中国は折れてくれるとか、やわらかく出てくれるという、そういう考え方そのものが誤っていたと思うんです。この問題はそういう意味を持っているということ、を、ちょっとお話をさせていただきました。

### 香港反日の裏に瀨島参謀らの失敗

なお、香港が反日になった理由の一つは、日本の香港攻略が作戦上、非常にまずかったんです。香港島の裏側に映画「慕情」でも有名なリバルスベイがあるんですが、そこに行く途中の五叉路という五本の道が交叉する峠のところ

で直接イギリス軍及び香港義勇軍と日本側がぶつかってしまつて、非常に凄惨な戦鬪になつたんです。それから、リパルスベイ・ホテルには海の見える非常に景色のいい回廊があつて、コロナアル風の雰囲気だつたところですが、ここでも大変な銃撃戦が行われているんです。それまでは非常に順調に、九龍半島まではほとんど犠牲もなく攻略したんだけれども、海を渡れなかつた。ようやく上陸作戦は成功したけれども、その後がなかなか攻略できなくて、さつき言つたように直接ぶつかつてしまつたんです。

その責任者の一人は実は参謀本部におられた瀬島龍三さんなんです。瀬島さんはシベリア抑留のことについてもほとんど語らずに亡くなりましたけれども、まだビルの谷間のような啓徳（カイトック）飛行場があるとき、機中からずつと香港島を見ておられたこともありませう。でも、結局香港作戦についても何も発言されていません。当時の香港攻略作戦についての陸軍参謀本部の資料なんかを見るとそこに大きな問題があつて、非常に凄惨な戦鬪が行われた。それが原点にあつて、香港の一部で非常にラディカルな反日運動があるというふうには私は思っています。

## 質 疑 応 答

廣野良吉氏（成蹊大学名誉教授） 一っだけ訂正したい

点があります。

1992年に領海法が公布されたとき、この法律は国内法ですが、国際的に認められるためには、中国政府はこれを国連に提出しました。日本政府も同様に、国連海洋法に即した国内法を国連へ提出しました。

私が国連にいた70年代から国連は海洋法の準備をしていました。シンガポールのトミー・コー大使が海洋法に関する国連会議の議長をしていましたが、慎重な議論の結果、82年採択された国連海洋法条約は、深海底の法制度、領海の幅12カイリの設定の他に、排他的経済水域、群島水域、大陸棚、公海、島嶼、国際海峡、紛争解決等新しい制度を導入しました。この条約が規定する沿岸国の排他的水域は、沿岸から200カイリ以内の海底資源だけでなく、その自然延長をたどつて延びている海底区域の天然資源に対しても、大陸棚制度に基づいて主導的権利を行使することができるとしてゐる。

こうして、領海の設定には二つの選択肢があることが明記されました。一つは、大陸棚による領海の設定、もう一つは、隣国が海を挟んでいるときには領海を中間線でいくという方法です。この二つの領海設定が海洋法で認められています。どちらを取るかはそれぞれの国々が国連に対し報告しますが、日本は中間線で登録し、中国は大陸棚で登録しました。

国連の解釈は、これは領土ではなくて排他的経済水域という解釈です。尖閣諸島とその海域を中国は領海法という形で領土と宣言したわけです。この地域は、1895年の日清講和条約により、日本の領土と規定していましたが、戦後日本はわが国の排他的経済水域として登録しました。お互いに隣接した沿岸国が異なった排他的経済水域を決めた場合には、当然両国間で協議するということが決まっています。だから本来は両国政府間で協議すべきでしたが、鄧小平が日本に来たときに、尖閣諸島の帰属等問題は後世に任せようという鄧小平提案に、日本政府が乗ってしまったわけです。この合意を、私は日本の外交上の大きな失敗だと思っています。

**猪口孝氏（新潟県立大学学長）** 80年代の漁業協定で、小倉和夫さん（元韓国大使、現国際交流基金理事長）が東シナ海関係で「チャイナ・クォーター」に、日本と中国はどちらもインスクール・オブ・オリエンタルで、両方が交渉したときにどんなことが起こるか、みたいなことを書いています。資料も加えて、一冊の本も岩波書店から刊行されています。その面倒くささ、胡散臭さが国内にあまり伝わらないうちに、90年代に入って経済制裁解除のほうにいったしまったのかなと思っています。

もう一つは、尖閣諸島の問題が起こるか起こらないかの時に、新潟に中国総領事館ができたんです。福岡を負かし

て新潟を取ったというので、県知事はすごく誇りを持っていて、訪問日本中国何とか団という訪問団みたいなのが来て、私に講演しろということになったんです。それで、中国語の先生がいるものですから、その先生に直してもらって、中国語で講演をしたんです。「参照：平成22年度中国青年代表団第2陣A団青年指導者分団・21世紀東アジア大交流計画<http://uni.blog-niigata.net/tokyo/2010/09/post-2356.html>、2010年9月10日」

そのとき話に出たのは、鄧小平が日中関係について、日本と中国がけんかをしたら天下の半分は落ちると言っていたけれども、今や、情勢もいろいろ変わっているけれども、中国とアメリカがけんかをしたら全部の天下が落ちる。日本とアメリカがけんかしても全部の天下が落ちる。だから、日本と中国がけんかしても半分しか落ちないからやっちゃえ、というのがいなくても限らない。日中関係をおろそかにして、米中、あるいは米日がけんかするよりは害が少なからずぐらい衝突してもいいという人もいます。

こういうのは大きな間違いだと言ったんですが、その話を聞いて拍手をする人もいたんですよ。みんな30代、40代で、共青团（中国共産主義青年団）の人が多かったんですよ。

（2010年9月27日、アジア調査会アジア研究委員会の報告・質疑討論の速記録。文責・編集部。文中敬称略）

和感を覚えざるを得ないが、おそらく金正恩の年齢が若すぎるに過ぎないが、彼にナンバー2の地位を与えないという措置に結びついたのであろう。

### 金正恩は金日成そっくりの髪形

今回、金正恩は、祖父金日成の若い頃を彷彿とさせる髪形で登場してきた。その最大の目的は、若年であることを理由に金正恩が批判されることを防ぐ点にあったと言つてよいだろう。金日成は20歳で將軍になり、33歳で最高指導者となった。金正恩を「若すぎる」といつて批判したり揶揄したりすることは、そのまま金日成批判につながるものである。金正恩が祖父を彷彿とさせる姿形であることを今回印象づけたことは、彼にたいする批判を未然に防ぐうえで、きわめて効果的な措置であつたと思われる。

このことはまた、ピョンヤンが金正恩の年齢にことさら神経を使つていることを強く示唆している。だとするならば、表舞台への登場とともにナンバー2の地位を付与するのではなく、少し時間をかけ実績を積ませるなかで金正恩をプロモートしてゆくというシナリオがすでに出来上がつていても、けつして不思議はないだろう。

### 北朝鮮の立場、論理をじっくり考える必要性

第四に、金正恩の顔姿が早々と9月30日には報じられた

ことである。わたくしは、10月10日の朝鮮労働党創建65周年にさいしての閱兵式が、その機会になると考えてきた。しかし、代表者会で改めて総書記に推戴された金正日の姿を、数日内に北朝鮮が報じないなどというにはあり得ない。当然のことながら、金正日の姿が報じられるときには、その周りにいる指導部の一員として金正恩の姿も同時に報じられることになる。わたくしは、今回の代表者会開催における金正日ブレイアップの重要性を十分に認識していながら、その点に想いが至らなかつた。

北朝鮮の動向はきわめて読み難いとはしばしば言われるが、それだけではあるまい。われわれが、北朝鮮の立場や論理をじっくりと考えることを怠つている点にも、問題があるはずである。今回の党代表者会と党中央委員会総会は、そのことを改めて痛感させられる機会をもたらしてくれたと思われる。

(本稿は、9月29日付共同通信配信原稿に加筆訂正したものである。敬称略)

## アジア研究委員会

# 「尖閣諸島領有権問題について」

なかしま  
中嶋 嶺雄 氏

(国際教養大学理事長・学長)

9月7日に尖閣諸島近海で中国漁船と海上保安庁の巡視船「よなくに」が衝突した事件は、日本側が公務執行妨害容疑で逮捕した中国人漁船長を釈放したことから日中紛争は収束に向かっているようにも見えますが、まだまだ予断は許せません。長く中国政治研究を続ける中嶋嶺雄・国際

教養大学理事長・学長は9月27日のアジア研究委員会の冒頭で尖閣諸島問題について報告、質疑応答をしました。中国側の尖閣諸島に対する領有権主張が海底資源の存在判明直後からであり、国際法に基づいても根拠は全くなく、日本の領有権は揺るがない、というお話でした。

# アジア時報

2010. 11



## The Asian Affairs Research Council

第22回アジア・太平洋賞決定

大賞に野間 秀樹氏『ハングルの誕生』

アジア調査会講演会

「民主党政権の課題と展望」

岡田 克也

アジア研究委員会

「緊迫する朝鮮半島—現状と展望」 伊豆見 元

「尖閣諸島領有権問題について」 中嶋 嶺雄

さまざまな歴史経験の連鎖を通し  
新たな東アジア像を描く

岩波講座

# 東アジア 近現代通史

全10巻  
別巻1

【編集委員】

和田春樹・後藤乾一・木畑洋一・山室信一・趙景達・中野 聡・川島 真

アジアはいまだに冷戦構造が残り、脱植民地化の課題を抱え、  
ナショナリズムが国民感情を刺激している。  
抵抗と抗争のための自国史の枠組みを克服し、平和と和解のための  
共通史を目指し、通史を通して学術的視座を提示する。

A5判・上製カバー【内容案内呈呈】

第1回・第2巻

## 日露戦争と 韓国併合

一九世紀末―一九〇〇年代

日露戦争から韓国併合へと至る時期、欧米露日のアジア政策、その衝撃と影響、植民地体制の完成などを横断的に捉えなおす。

定価39900円



続刊

① 東アジア世界の近代  
一九世紀 (12月・日本文学)

② 世界戦争と改造  
一九一〇年代 (11月19日発売)

③ 社会主義とナショナリズム  
一九二〇年代

④ 新秩序の模索 一九三〇年代

⑤ アジア太平洋戦争と「大東亜共栄圏」  
一九三五―一九四五年

⑥ アジア諸戦争の時代  
一九四五―一九六〇年

⑦ ベトナム戦争の時代  
一九六〇―一九七五年

⑧ 経済発展と民主革命  
一九七五―一九九〇年

⑨ 和解と協力の未来へ  
一九九〇年以降

⑩ アジア研究の来歴と展望

予約募集

申込  
締切 12月20日

本講座は予約出版です。全巻お申し込みの方にお領いたします。  
申込期限までに添付の予約申込書により、お近くの小売書店にお申し込みください。

岩波書店

〒101-8002 東京都千代田区一ツ橋2-5-5  
<http://www.iwanami.co.jp/>

【定価は消費税5%込みです】